

令和3年度

公益財団法人生涯学習かめおか財団

第2回理事会議事録

公益財団法人生涯学習かめおか財団

公益財団法人生涯学習かめおか財団
令和3年度第2回理事会議事録

理事会の決議があったとみなされた日 令和3年5月13日（木）
理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事 井上 満郎
議事録の作成に係る職務を行った理事 前田 逸郎
理事総数 12名
監事総数 2名

(理事会の決議の目的である事項)

開催日時 令和3年5月13日（木）午後1時30分～
開催場所 ガレリアかめおか（亀岡市余部町）

第1号議案 公益財団法人生涯学習かめおか財団令和2年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の件

日時 令和3年6月9日（水）午前10時開始
場所 ガレリアかめおか2階 大広間

目的である事項等

- ・公益財団法人生涯学習かめおか財団令和2年度事業報告及び収支決算について
- ・理事の選任
- ・監事の選任
- ・評議員の選任

理事（理事長）井上満郎 が理事全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該議案につき令和3年5月13日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（定款第33条第2項）に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、今回新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、ウェブ会議等を追求したにもかかわらず通信環境を整えることが出来なかったため、決議の省略とせざるを得なかった。よって、次回の理事会で改めて報告するものとする。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項の提案した理事、議事録の作成に係る職務を行った理事及び監事は記名押印する。

令和3年5月13日

理 事 ⑩

理 事 ⑩

監 事 ⑩

監 事 ⑩